3　新規則別紙様式第二号、別紙様式第三号の表記載上の注意12．、別紙様式第六号、別紙様式第七号の表記載上の注意12．、別紙様式第九号第2の表記載上の注意及び第3の表記載上の注意（12．に限る。）、別紙様式第九号の二第2の2．の表記載上の注意及び第3の表記載上の注意（12．に限る。）並びに別紙様式第十号の二第2の2．の表記載上の注意の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用することができる。

4　新規則別紙様式第九号第1、別紙様式第九号の二第1の3．の表（リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。）、別紙様式第十号第1及び別紙様式第十号の二第1の3．の表（リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

5　第二項の規定にかかわらず、新規則別紙様式第三号の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第七号の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第九号第3の表記載上の注意（12．を除く。）、別紙様式第九号の二第2の3．の表記載上の注意6．、別紙様式第十号第3の表記載上の注意（12．を除く。）及び別紙様式第十号の二第2の3．(1)の表記載上の注意6．の規定は、施行日前に開始する事業年度に係る書類について適用することができる。

○内閣府・農林水産省令第三号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第四項及び第六項第二号、第三十二条第二項、第三十八条第二項、第三十九条第一項並びに第五十条の六第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令（平成十五年内閣府・農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令

第六条及び第七条を削り、第五条を第七条とする。

第四条第一項中「第三十条第二項第七号」を「第三十条第二項第八号」に改め、同条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第二条　協会に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　協会の役員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、協会の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　協会の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　協会の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他協会の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　協会の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第三条　協会に係る通則法第十九条第六項第二号の主務省令で定める書類は、協会法の規定に基づき内閣総理大臣（貸付業務等に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣）に提出する書類とする。

第八条を次のように改める。

（業務実績等報告書）

第八条　協会に係る通則法第三十二条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況 ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該指標の数値 ニ　当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について協会が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がない場合には、その実施状況